事務連絡

令和年１１月５日

　各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課

　各都道府県私立学校主管課

　附属中学校，附属高等学校，附属中等教育学校又は　御中

　附属特別支援学校を置く各国公立大学法人担当課

　構造改革特別区域法第１２条第１項

　の認定を受けた地方公共団体の担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

運動部活動用指導手引について

平成30年３月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において，運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引の作成・公開を位置付けており，スポーツ庁においては，当該指導手引の作成・公開を各競技団体に依頼しているところです。この度，下記の中央競技団体が作成した指導手引が公開されましたので，スポーツ庁ホームページに掲載しました。

各学校において当該手引も活用した合理的で効率的・効果的な運動部活動の推進が図られるよう，各位におかれては，よろしくお取り計らい願います。

記

・公益財団法人日本ソフトテニス連盟

・公益財団法人日本バレーボール協会

（スポーツ庁ホームページ）

URL: <http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm>

【本件担当】

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

スポーツ庁政策課学校体育室

　運動部活動推進係　廣瀬，渥美

　電話　03-6734-3777（直通）

　E-mail　staiiku@mext.go.jp